

四日市市告示第123号

四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業海外販路支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市中小企業海外販路開拓支援補助金交付要綱（平成24年四日市市告示第133号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、第13条の規定を除き、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、第13条の規定を除き、 <u>令和5年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

第1号様式を次のように改める。

第6号様式を次のように改める。

第8号様式を次のように改める。

第10号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市研究開発マッチングセミナー支援事業補助金交付要綱（平成21年四日市市告示第489号）	(略)	
四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱（平成26年四日市市告示第140号）	(略)	
(略)		

改正前

(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市研究開発マッチングセミナー支援事業補助金交付要綱(平成21年四日市市告示第489号)	(略)	
<u>四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金交付要綱(平成24年四日市市告示第133号)</u>	<u>第1号様式、第6号様式、第8号様式及び第10号様式</u>	<u>第10号様式については、署名(法人その他の団体にあっては、代表者の署名)をした場合に限る。</u>
四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱(平成26年四日市市告示第140号)	(略)	
(略)		

(商工農水部工業振興課)